

## 学則（通信課程）

（事業者の名称・所在地）

### 第1条

本研修は、次の事業者（以下「当会」という。）が実施する。  
一般社団法人 波之上会 鹿児島県鹿屋市野里町 2486 番地

（目的）

### 第2条

介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉士として必要かつ専門的な知識・技能の修得及び確固たる倫理観を醸成することによって、地域福祉の担手として貢献し、社会福祉の向上に寄与する人材の育成を目的とする。

（実施課程及び形式）

### 第3条

前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

- 2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。
- 3 受講期間は原則として開講日から終了日までの6ヶ月に設定してある。

（研修事業の名称）

### 第4条

研修事業の名称は「風の村介護福祉士実務者研修」とする。

（研修会場）

### 第5条

試験及び演習会場は、次の通りとする。  
鹿児島県鹿屋市野里町 2486 番地風の舞内 好生館（試験及び演習会場）

（休業日）

### 第6条

休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設の長が必要と認める場合には休業日を変更することがある。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 夏期休業 8月13日～8月15日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

（受講対象者）

### 第7条

受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者
- (3) 学歴は問わないが、高等学校卒業以上の学力があると認められる者
- (4) 面接授業及び医療的ケアの試験・演習の参加に支障のない範囲に在住している者

（入学時期）

### 第8条

入学の時期は随時とし、入学日は毎月1日とする。

（定員）

### 第9条

受講定員は1講座あたり20名(1学級)とする。

(受講料)

第10条

受講費用は次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講料
無資格	248,000円
ホームヘルパー2級資格	198,000円
介護職員初任者研修	198,000円
ホームヘルパー1級資格	118,000円
介護職員基礎研修修了	58,000円
医療的ケア受講者	58,000円

2 科目単位での履修認定を下表に示す。下表○印で示した履修済科目は実務者研修において履修認定されるため履修免除される。

教育内容	実務者研修の時間数	初任者研修履修者	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	その他全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30		○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20		○	○		○	
コミュニケーション技術	20		○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25		○			○	
介護過程Ⅲ(スクーリング)	45		○			○	
発達と老化の理解Ⅰ	10		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20		○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20		○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60		○			○	
医療的ケア	50 (※)						喀痰吸引等研修
実務者研修受講時間数	450	320	95	320	420	50	

「医療的ケア」には50時間の講義とは別に演習が必須であり、実地研修に合格して吸引等が実施可能。

- 3 訪問介護員研修(1級、3級)及び介護職員基礎研修履修者に対する措置は本研修認可後の2年間の時限措置とし、以降は実務者研修(初任者研修を含む)に一本化する。
- 4 ただし、医療的ケアのみの受講生は継続して受講可能である。
- 5 受講費用には減免制度があり、施設の長が実務者研修実行委員会に諮問して決定する。

(受講申込手続き)

#### 第 11 条

受講申込の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当会指定の申込用紙に必要事項を記載し、履歴書、課題作文、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。
- (2) 課題テーマは、1, あなたの介護に寄せる思いは？2, 福祉の中の介護とは？3, 介護・看護・医療の連携は？4, 介護に関する自由題のうちから選択し、本文で 400 字以上の作文を要する。
- (3) 書類選考により受講予定者を決定後、文書にて本人に通知する。
- (4) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (5) 当会は受講料の一括納入を確認した後、第 19 条の教材のうち「介護職員等実務者研修(450 時間研修)テキスト 1, 2, 3, 4 巻」及び添削問題を発送する。
- (6) 分割納入者に対しては、第 14 条第 4 項に従って教材添削問題を発送する。

(受講申込締切)

#### 第 12 条

申込締切日は開講日の 2 週間前とする。ただし、申込締切り日以降でも、受講申込者募集定員に達していない場合は、当会の判断により申込を受け付けることができることとする。

(受講の決定)

#### 第 13 条

受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入または分割納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

#### 第 14 条

受講料は受講決定通知が届いてから原則 10 日以内に納入しなければならない。10 日以内に納入が確認できない場合は、当会は受講辞退として取扱うことができる。

- 2 分割納入を希望する受講予定者（無資格者と 2 級課程/初任者研修修了者に限る）は、あらかじめその旨を当会に申し出た上で行うことができる。分割回数は 4 回分割のみとし、納入期日と金額は当会の指定に従うこととする。また、「受講料納入に関する確認書」を 1 部作成し、初回納入日までに受講生は記入、押印する。原本は当会が保管し、受講生には控えとしてコピーを渡す。
- 3 事前の連絡なく受講生が納入を期日までに実行しない場合、当会は受講を取り消すことができる。

回数	期日	無資格者	2 級有資格者
1 回目	当会が指定する日まで	98,000 円	78,000 円
2 回目	開講日より 2 ヶ月以内	50,000 円	40,000 円
3 回目	開講日より 4 ヶ月以内	50,000 円	40,000 円
4 回目	開講日より 6 ヶ月以内	50,000 円	40,000 円

- 4 分納納入者の場合、第 1 回目の入金を確認してから「介護職員等実務者研修(450 時間研修)テキスト第 1, 2 巻」及び添削問題を発送し、第 2 回目及び第 3 回目の入金を確認してから「介護職員等実務者研修(450 時間研修)テキスト第 3, 4 巻」及び添削問題を発送する。

(受講料の返還)

第 15 条

納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講の辞退の申し出があった場合は当会規定に従い返還することができる。その際の振込手数料は受講予定者負担とし、事務手数料として返還額から 2,000 円を徴収する。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

2 受講の辞退は、その意志が確認できた日を以て辞退を申し出た日とする。従って、郵便物による辞退の意思は郵便物を受け取った日とする。

(受講生の本人確認)

第 16 条

受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証明書の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。
- (2) 受講生はスクリーニング初日に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認する。
- (3) 通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(研修カリキュラム)

第 17 条

研修を終了するために履修しなければならない講義は、本学則の後置した履修進行表に従い、更に後置した講義概要・学習計画大綱に沿って進めることとする。

2 第 10 条第 2 項に則って科目免除のある場合、履修進行表とシラバスを参考に免除される。

(組織)

第 18 条

研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 養成施設の長（校長） 1 名
- (2) 専任教員 1 名
- (3) 講師（介護過程Ⅲ） 若干名
- (4) 講師（医療的ケア） 若干名
- (5) 講師（添削問題担当） 若干名
- (6) 事務職員 若干名

2 研修が順調に進捗するために、教務担当及び庶務担当を置くことができる。

- (1) 教務は、研修の計画並びに実施の業務を行う。
- (2) 庶務は、研修の運営に必要な事務を行う。

(使用教材)

第 19 条

使用する教材は下記のとおりとする。

「介護職員等実務者研修（450 時間研修）テキスト 第 1, 2, 3, 4 巻」

「介護職員等によるたんの吸引等研修テキスト」

上記はいずれも（社）全国訪問看護事業協会編、中央法規出版であり、改訂された場合には講師陣の判断により改訂版を採用することがある。

(通信学習の実施方法)

第 20 条

通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

- (1) 学習方法：受講生は当研修で提供される添削問題をテキストの該当ページに沿って自己学習し、当研修の定める期日までに解答を郵送・提出しなければならない。
- (2) 評価方法：添削問題の評価は 80 点以上（医療的ケアの場合は 90 点以上）を合格とする。80 点未満（医療的ケアは 90 点未満）の場合は再提出とし、合格するまで再提出を繰り返す。
- (3) 個別学習への対応：個別学習の際の質問に関しては、任意の質問用紙で郵送あるいはファックスで受付し、担当講師が回答する。

(介護過程Ⅲにおける面接授業の実施方法)

第 21 条

面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に当会研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
  - (2) 面接授業に出席するためには、当会の定める期日までに通信学習を修了していることが条件である。
  - (3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者（安定期にある者は除く）、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。
- 2 面接授業の評価は、全日程に出席した者に対し、習得度評価において 6 点以上を合格とする。
- 3 面接授業の評価の結果、これに合格した者は医療的ケアに進むことができる。
- 4 医療的ケアに進む者に対しては、医療的ケアの進め方に関して説明を受け、「介護職員等によるたん吸引研修テキスト」及び添削問題を交付する。

(医療的ケアの実施方法)

第 22 条

通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

- (1) 学習方法：受講生は当会から提供される添削問題を当該ページのテキストに沿って自己学習し、当会の定める期日までに解答を郵送・提出しなければならない。
- (2) 評価方法：添削問題の評価は 90 点以上を合格とする。90 点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出を繰り返す。
- (3) 個別学習への対応：個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(医療的ケアの評価)

第 23 条

医療的ケアの評価は次の方法で実施する。

- (1) 医療的ケアの添削課題が修了した者に対し、筆記試験を行う。筆記試験は指定された日に当会研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、出席簿に押印する。
  - (2) 筆記試験に臨むためには、当会の定める期日までに通信学習を修了していることを条件とする。
  - (3) 筆記試験は 90 点以上を合格とし、合格するまで再試験を実施する。
  - (4) 筆記試験を安全に行うにあたり、妊娠中の者（安定期にある者は除く）、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は参加できないこととし、筆記試験の実施時期を変更する。
- 2 筆記試験に合格した者は、引き続いて医療的ケア（演習）に進むことができる。

(医療的ケア(演習)の実施方法)

第24条

演習は次の方法で実施する。

- (1) 演習に参加するためには、前条で定めた筆記試験に合格していることを条件とする。
  - (2) 演習は指定された日に当会研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
  - (3) 演習を安全に行うにあたり、妊娠中の者(安定期にある者は除く)、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は演習に参加できないこととし、実施時期を変更する。
- 2 演習は下表に定める項目、回数、到達目標をもって実施する。

実施項目		実施回数	到達目標
喀痰吸引	①口腔内	5回以上	介護職員が、たん吸引をシュミレーターを用いて、効果的に演習でき一人で実施できる
	②鼻腔内	5回以上	
	③気管カニューレ内部	5回以上	
経管栄養	④胃瘻又は腸瘻	5回以上	介護職員が、経管栄養をシュミレーターを用いて、効果的に演習でき一人で実施できる
	⑤経鼻経管	5回以上	
蘇生	⑥救急蘇生法	1回以上	介護職員が、救急蘇生法をシュミレーターを用いて、効果的に演習でき一人で実施できる

(医療的ケア(演習)の評価法)

第25条

前条で定める5回以上の実施において最終回で手順通りにできていることが必要である。

- 2 各実施において、評価票の全ての項目について、講師の評価結果が「介護職員による喀痰吸引及び経管のケア実施の手引き」の手順どおりに実施できていると認められねばならない。

(医療的ケア(実地研修)の実施方法)

第26条

実地研修は次の方法で実施する。

- (1) 実地研修に参加するためには、前条で定めた演習に合格していることを条件とする。
  - (2) 実地研修は、法の定める吸引等の登録実施機関にて行う。
  - (3) 演習を安全に行うにあたり、妊娠中の者(安定期にある者は除く)、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は演習に参加できないこととし、実施時期を変更する。
- 2 演習は下表に定める項目、回数、到達目標をもって実施する。

実施項目		実施回数	到達目標
喀痰吸引	①口腔内	10回以上	介護職員が、指導講師の指導を受けながら、利用者の心身の状態を正確に観察し、指導講師と連携し医師に報告し、その指示に基づいて、痰の吸引を安全、安楽かつ効果的に実施できる
	②鼻腔内	10回以上	
	③気管カニューレ内部	20回以上	
経管栄養	④胃瘻又は腸瘻	20回以上	介護職員が、指導講師の指導を受けながら、利用者の心身の状態を正確に観察し、指導講師と連携し医師に報告し、その指示に基づいて、経管栄養を安全、安楽かつ効果的に実施できる
	⑤経鼻経管	20回以上	

(実地研修の評価法)

#### 第 27 条

前条で定める規定回数以上の回数を実施し、下記の基準を満たすことが必要である。

- (1) 累積成功率が 70%以上
- (2) 最終 3 回のケア実施において連続して成功しなければならない (連続 3 回成功)。
  - 2 各実施において、評価要の全ての項目について、講師の評価結果が「介護職員による喀痰吸引及び経管のケア実施の手引き」の手順どおりに実施できていると認められねばならない。

(在籍期限)

#### 第 28 条

在籍期限は 2 年を超えることはできない。

- 2 前号に関わらず、初任者研修履修者で、有資格者 (初任者研修の試験に合格した者) として働きながら 3 年間の実務経験を積む意思の有る者に対しては、この 3 年間の在籍を認める。

(休学・復学)

#### 第 29 条

受講生が病気、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその他事由を明らかにする書類 (診断書等) を添えて、研修施設の長の承認を受けなければならない。

- 2 休学の期間は最長 1 年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを校長が確認した時に復学することができる。

(賞罰)

#### 第 30 条

受講生がきわめて優秀な成績をあげた場合は、これを表彰することができる。

- 2 受講中或は試験に際し、問題行為のあった者は罰することができる。

(懲戒処分)

#### 第 31 条

次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者
  - (2) 学習意欲に欠け、修了の見込がないと認められる者
  - (3) 学習態度が悪く、カリキュラムの進行を妨げ、再三の指導にも関わらずこれに従わない者
  - (4) 面接授業において、遅刻・欠席を繰り返す等出席不良の者
  - (5) 在籍期限を超過した者
  - (6) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者
- 2 前項の事由によって、研修施設の長が退学処分を決定した者は、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(欠席者の取扱)

#### 第 32 条

遅刻・早退に関しては理由の如何に関わらず欠席扱いとする。

- 2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第 22 条に定める在籍期限を超過しないこととする。

(補講について)

#### 第 33 条

やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期講座にて補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

2 補講を希望する受講生は、次期講座の該当科目の日程を当会に照会した上で、当会との間に補講の日時を決定しなければならない。

(退学)

#### 第 34 条

退学を希望する者は、退学願を提出しなければならない。

2 退学した者が再び入学を希望する場合、第 14 条および第 16 条に定める手続を行うものとする。

3 研修施設の長は休学・復学・受講延長(第 17 条から 19 条)に定める手続きを所定の期限までに行わなかった者は、退学を命じることができる。

4 前各号に該当する場合、授業料は返還しない。

(修了評価)

第 35 条 修了認定は次により行う。

(1)各科目の可否は、第 17 条第 1 項に基づき、添削問題の解答を定期的に提出し担当教員の指導を受けなければならない。

(2)添削問題(医療的ケア以外)の正解が 80%以上を合格とし、これを満たさない場合には反復して添削問題の解答を提出しなければならない。

(3)担当教員は各科目のレポートの提出を求めることができる。

(4)面接授業の修了に関しては第 21 条による。

(5)医療的ケアに関しては、添削問題の正解率が 90%以上の者を合格として医療的ケア(演習)に進むことができる。

(6)医療的ケアの評価は第 23 条及び第 25 条による。

(7)医療的ケア(実地研修)の評価は第 27 条による。

2 前項の(1)から(6)までの総合評価に合格した者について修業を認定し、修了証書を授与する。修業の認定は、その都度行う。

3 第 1 項の(7)に関しては、吸引等の登録実施機関で評価してもらうこととする。

(修了証明書の交付)

#### 第 36 条

修了を認定された者は、当会において修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

#### 第 37 条

修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし、再交付手数料として 1,000 円を申し受け、受け取りは原則本人が当会に来訪するものとし、本人確認の証明書(運転免許証等)を持参しなければならない。

(個人情報保護)

#### 第 38 条

当会が知り得た受講予定者及び受講生にかかる個人情報は当会の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取扱うこととする。



(その他研修に係る留意事項)

第 39 条

天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第 40 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当会がこれをさだめる。

(附則)

第 41 条 この学則は平成 年 月 日より施行する。